確固たる基本方針のもと推進される内部統制

第一生命は、会社法の施行に対応し、平成18年4月1日付で、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部 統制基本方針」として制定しました。

また、内部統制体制の整備の一環として、同年4月に内部統制委員会を設置しました。同委員会は、取締役会・経営会議を補佐する専門組織として「内部統制基本方針」に基づき内部統制の体制整備・運営の推進を図るとともに、コンプライアンス委員会・情報資産保護委員会・各リスク管理委員会・反社会的勢力対策委員会の上位機関として、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応に関する事項についての確認・審議を行います。また、金融商品取引法の施行により、上場会社に対し、平成20年度より財務報告に係る内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」の作成が義務づけられたことに伴い、当社においてもお客さまからの信頼を確保していくために上場会社と同様の対応を実施しています。

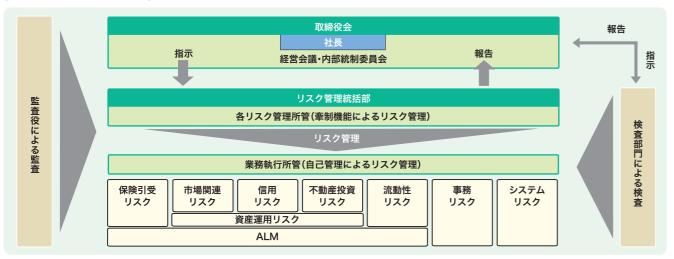
内部統制基本方針 (主要項目)

- 1 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
- 2 リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
- 3 顧客情報、機密情報等の情報資産を適切に保護管理すること
- 4 反社会的勢力による被害防止を図ること
- 5 子会社等における業務の適正を確保すること
- 6 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
- 7 検査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

リスク管理

業務運営を健全・適切に保ち、保険契約上の責務を確実に履行するため、さまざまなリスクを把握・評価し、それに基づいた的確な対応を行うことがリスク管理の基本的な考え方です。

【リスク管理に関する組織体制】



リスクの定義と管理態勢の整備 リスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」に分類。各リスク管理基本方針に基づき業務執行所管が自己管理を行い、さらに各リスク管理所管が牽制する態勢を整備しています。併せて、全社のリスクを統合的に管理する「リスク管理統括部」を設置し、内部管理態勢を強化しています。これらのリスク管理機能の有効性・適切性は、検査部門が検証します。また、取締役会・経営会議は、リスク管理状況の報告を踏まえて意思決定を行い、監査役は、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。併せて、通常のリスク管理では対処できないような危機の発生に備え、危機管理、大規模災害リスクの管理等に関する態勢整備を行っています。

リスク管理を適切に実施する内部統制セルフ・アセスメント(CSA) 当社は「経営品質の向上」の一環として、事務リスク等を中心にリスクの洗い出しと評価を行うセルフ・アセスメントを実施し、業務改善を進めてきました。平成18年度からは、業務上のリスクに対する内部統制全般の実効性を高めることを目的に、従来のリスクの洗い出しと評価の手法を体系化・標準化し、「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」を実施。現在、本社全部門と全国の支社で「業務改善を推進する全社運動」として推進しています。

【CSAの業務改善サイクル】



****CSA: Control Self Assessment**

▶ 本社部門における取組み

各業務に内在するさまざまなリスクを洗い出し、リスク発生時の影響の大きさによる重要性の評価、リスク発生に対する防止態勢の評価をそれぞれ行っています。これをもとに、より大きなリスクから優先的に対策を策定し、順次実施していくことで、リスクの抑制や業務改善を図っています。また、業務の適切性を確認するため、本社各部が共通して遵守すべき事項に対する点検を実施しています。

▶ 支社における取組み

本社部門と異なり各支社の業務は基本的に共通であることから、CSAの対象となるリスクの洗い出しと整理は本社部門が実施します。支社ではリスク発生の防止態勢の評価(点検)と対策の実施を中心に行っています。また、各支社での取組みについては、各業務を担当する本社部門がフォローし改善を進めています。

ALMの推進 生命保険会社では、資産と負債の特性を十分に認識し、ALMにより収益・リスク・資本のマネジメントを進めることが、ますます重要になってきています。こうした観点から、第一生命ではALM委員会を設置し、資産と負債の統合的な管理を行う態勢を整備し、リスク量と自己資本等の財務基盤を会社全体で管理するなど、会社の健全性向上に努めています。

※ALM: Asset Liability Management (運用資産と負債〈保険契約〉を適切にコントロールしていく仕組み)

コンプライアンス(法令等遵守)

第一生命は、あらゆる法令や社会的規範等を遵守した事業活動を行うため、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして掲げ、態勢の強化と適切な業務運営に努めています。

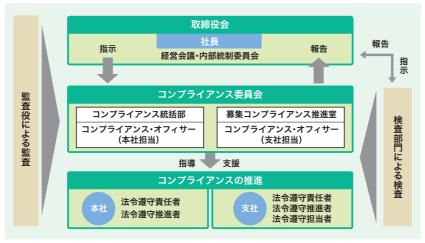
コンプライアンス推進態勢の整備 関連役員・部長で構成する「コンプライアンス委員会」において、全社のコンプライアンスに関する重要事項を協議・検討するとともに、コンプライアンス統括部および募集コンプライアンス推進室を中心に、全社を挙げてコンプライアンス態勢の整備と推進を行っています。

また、各組織においては、組織長である部長・支社長を「法令遵守責任者」として任命し、自組織のコンプライアンスに関する責任者としての役割を担う態勢としています。取組結果は、法令遵守責任者自らが半期ごとに「コンプライアンス推進に関する確認書」を社長宛に提出し、その内容を社長が確認することにより実効性を高める態勢としています。保険募集に直接携わる支社のコンプライアンスについては、本社所属のコンプライアンス・オフィ

サーが全国の支社を訪問し、法令遵 守責任者と連携しながら指導・支援 する態勢としています。

なお、平成20年4月には法令等の直近の改正内容等を反映して「コンプライアンスマニュアル」を全面改訂し、業務遂行上の手引書として役職員に配布のうえ、活用の推進と知識面の充実に努めています。

【コンプライアンスに関する組織体制】



「コンプライアンス・プログラム」を軸とした具体的取組み コンプライアンスの推進は、年度ごとに取組課題

を見直した推進計画を、「全社コンプライアンス・プログラム」として策定のうえ取締役会で決定し、これを軸に取組んでいます。プログラムの取組状況は定期的に取締役会等に報告し、経営レベルでの検証・評価に伴って随時課題の見直しを行うという、PDCAサイクルに基づいた運営としています。平成20年度は「保険金等の適切な支払管理体制のさらなる強化・充実」「反社会的勢力への対応強化」をはじめとする最新の課題を新たに全社プログラムに反映させました。また、平成20年6月に、保険募集の際に重要事項の説明にあたって活用する「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」を、お客さまの視点からより分かりやすく改訂しています。これに伴い見直した「重要事項説明マニュアル」によって職員教育の徹底を図るとともに、「重要事項説明の定着」についても同年度プログラムの課題とし、取組みを強化しています。

各組織においては、全社コンプライアンス・プログラムに基づく「各部・各支社コンプライアンス・プログラム」を設定し、組織ごとの課題に応じたプログラムの推進を図っています。なお、当社では、内部統制の実効性を高めるために「CSA(24ページご参照)」を実施していますが、平成20年度からはその取組みにより洗い出した重要なリスクも、各部プログラムの課題として制定・一本化し、改善取組みの強化を図っています。

情報資産の保護・管理

第一生命が取得するお客さま情報には、氏名、生年月日、住所といった項目に加え、保険の引受けやお支払いに必要な医的情報等が含まれています。このような重要な情報を大量かつ長期間にわたってお客さまからお預かりしていくにあたり、その保護・管理のために個人情報保護法や関係法令等の趣旨を踏まえた取組みを行っています。

情報資産保護の管理態勢 関連役員・部長で構成する「情報資産保護委員会」を設置し、情報資産の保護に向けた全社的な取組みを推進しています。各組織では、「情報資産保護管理責任者」「情報資産保護管理推進者」を定め、自組織における情報資産の適正な保護・管理の役割を担う態勢としています。また、個人情報をはじめとする情報資産を適切に保護するためのよりどころとして、「情報資産保護管理規程」を制定するとともに、具体的な安全対策基準として「情報資産保護管理基準書」を作成しています。さらに、個人情報の利用目的や保護・管理に関する事項を「個人情報保護方針」として定め、ホームページで公表しています。

情報資産保護の安全管理措置 個人情報保護法、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等を踏まえ、個人情報保護管理態勢の整備・充実を図っています。

【主な安全管理措置の例】

1	● お客さま情報専用の保管サーバーの構築 ● 社外交換用外部記憶媒体の暗号化
	● インターネットメール送信ルールの強化
	● 迷惑メール(スパムメール)防止システムの導入 ● ATM利用明細(会社控)の電子化
	● インターネットメール送信時におけるセキュリティ強化システムの構築 ● 社内物流における授受管理システムの導入
	● 支社・支部保存文書の本社集中保管化
平成20年度	● NotesDBのセキュリティ強化 ● 業務委託先に対する管理態勢の強化

検査による内部統制等の適切性、有効性の検証

第一生命では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、検査により内部統制等の適切性、有効性を検証することとしており、以下のような態勢を構築しています。

検査態勢等の整備 「内部統制基本方針」のもと、「検査規程」「代理店検査規程」を制定するとともに、検査の実施要領として「検査業務規程」「代理店検査業務規程」を制定しています。各業務執行所管や募集代理店の業務を内部的に検査する組織として、検査部・代理店検査部を設置。両部は各業務執行所管や募集代理店から独立した組織としています。

検査の実施 事業年度ごとに取締役会において重点検査項目等を定める「年度検査計画」「年度代理店検査計画」を決定し、これをもとに検査の実施計画を検査部門担当執行役員が決定しています。検査結果は定期的に取締役会等において経営層に報告されるとともに、被検査組織には速やかに改善計画の立案を求め、改善計画の実施状況の管理を行っています。